

学校いじめ防止基本方針

安城市立安城南中学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。また、いじめた側にとってもいじめられる側にとっても心や体の健全な成長に重大な影響を与え、今後の人格の形成に大きな問題を生じさせるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるものであり、「いじめは絶対に許されない行為」という認識を十分にもち、これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

〈安城市のいじめの定義〉（安城市いじめ防止基本方針（案）より）

「いじめ」とは、当該の生徒と何らかの関わりのある他の生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、**対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめ防止のため、次の3点を基本理念として対策を講じる。

- ①いじめは、**人として許されない行為**である。しかしながら、**どの生徒にも起こり得る**ことから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応などに継続的に取り組む。
- ②いじめ問題への取り組みにあたっては、学校全体で組織的な取り組みを進める。とりわけ「**いじめを生まない環境づくり**」を心がける。未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践する。
- ③**いじめられている生徒の立場に立ち**、その生徒の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、問題を解決する。

生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己有用感（自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること）をはぐくみ、仲間とともに成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、特別支援教育主任、保健主事、相談主任で構成し、必要に応じて、

担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。月1回を定例会とするほか、適宜情報交換を行い、いじめ事態発生時は緊急開催とする。その際は、当該学級の担任も加える。

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・定期的に「学校評価」を行うとともに、評価項目等の見直しを適宜行うほか、教職員を対象に「いじめ防止の取り組みに対する評価アンケート」を実施する。
 - ・「学校評価」や「いじめ防止の取り組みに対する評価アンケート」の結果をもとに実施状況の確認、検証を行い、さらなる改善策を検討していく。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
 - ・年度当初に、生徒理解の会を開催し、全職員が一人一人の生徒を理解する場を設ける。
 - ・定期的に、学年会・相談部会・生徒指導部会等を開き、全職員で生徒の現状や指導について情報交換して、共通理解を図る。その上で、それに対応した共通行動さらに充実した取り組みの実践を図る。
- (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校、学年、学級だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や教育活動評価などを発信する。
 - ・生徒に対して、道徳、特別活動、朝や帰りのS T等、学校教育全体を通して、人権意識やよりよい仲間意識を高める指導を継続的に行う。
 - ・ふれあい会議を開催し、地域の方を講師として招き、いじめ防止の取り組みについて地域の方から助言をいただく。また、本校のいじめ防止の取り組みについて理解と協力を得る機会とする。
- (4) いじめ事案への対応
 - ・教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込んだり、**対応不要であると個人で判断したりせず、いじめであるかどうかの判断や対応を組織的に行う。**
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てについて厳しい指導を要する必要はない。**具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身に苦痛を生じさせる場合については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなどの配慮を行い、事後指導にあたる。**
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導、支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を認め合う雰囲気づくりや、規律ある学校生活が構築できるよう学校全体で取り組む。また、教育活動全般において生徒が「学校が楽しい」と思えるような指導を工夫する。
- ・教員が「わかる授業」の実践を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、活動体験を推進し、命の尊さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネット上におけるいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。
- ・障害のある生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用したり、「いじめ防止・不登校対策委員会」での情報交換を活用したりして情報共有を行い、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・外国籍生徒については、言語や文化の差からいじめにつながらないように、教職員、生徒、保護者等の外国籍生徒に対する理解を進めるとともに、異文化理解教育を推進し、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ・**いじめアンケート（年5回）**や「先生と話そう週間」（年5回）を実施し生徒の小さなサインを見逃さないようにする。また、その結果を学年会（随時）等で共通理解した上で、「いじめ防止・不登校対策委員会」に報告し、対策について協議する。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒あるいは保護者が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。**本人が心身の苦痛を感じている場合はすべて「いじめ」とする。**
- ・いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ防止・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所などの関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめの解消

- ・いじめの解消について、**①いじめに係る行為が止んでいること、②被害者が心身の苦痛を感じていないこと**の2つの要件が少なくとも3か月以上満たされている状

態が継続されて、「解消している」とする。被害者が心身の苦痛を感じていないかどうかを**面談により**本人・保護者に確認する。

4 重大事態への対応

- (1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により、重大事態発生時は、速やかに教育委員会に報告し、本校のいじめ防止基本方針に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、速やかに「いじめ対策・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価（学校評価アンケートを年に1回実施（12月）する。これらの結果をもとに、「いじめ防止・不登校対策委員会」でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を実施し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中のいじめ防止のために事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。